

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課）

制 度 名	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金等に係る非課税措置の創設		
税 目	所得税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	<p>児童養護施設等を退所して進学や就職をする者への支援として、家賃や生活費、資格取得費用の貸付けを行う「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金」等の貸付金において、一定の条件を満たした場合に免除される返済の免除益について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。</p>		
	平年度の減収見込額	( — )	百万円
	(制度自体の減収額)	( — )	百万円)
	(改正増減収額)	( — )	百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

(児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業)

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者（それが見込まれる者を含む。）に対して、生活費や住宅費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

(母子父子寡婦福祉資金貸付金制度)

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とする。

(2) 施策の必要性

学資に係る貸付金については、所得税法第9条第1項第15号に規定する「学資に充てるために給付される金品」に該当するため、返済が免除された場合の免除益は非課税とされており、また、学資に当たらない費用に係る貸付金であっても、一時所得として年間50万円に満たない場合は、非課税とされている。

しかし、上記貸付金については、受給者の自立を支援するため、一定の条件を満たすと返済を免除することとしているが、学資以外の費用に充てる貸付金の免除益は、年間50万円を超える部分について課税対象となるため、安心して貸付金を借りられないとの指摘がある。

また、これらの制度によって受給者が借り入れる住居費や生活費の総額は高額となり、返済が免除された場合は、その全額が特定の年度の一時所得とみなされるため、一時的に大きな税負担が生ずることとなる。

このため、修学に伴い必要となる費用に係る貸付金についても、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、学資に充てる費用と同様、返済免除とされた場合の免除益を非課税とし、差押禁止とする必要がある。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ひとり親家庭の自立を図ること（施策目標Ⅶ－４－１） 基本目標：男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標５：ひとり親家庭の自立を図ること</p> <p>○児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の更なる充実を図ること（施策目標Ⅶ－２－１） 基本目標Ⅶ：安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標２：児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること</p>
		政策の達成目標	児童養護施設等の退所者やひとり親家庭の子ども等が、安心して貸付金を借りることができる環境を整え、その自立の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	不明
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	児童養護施設等の退所者やひとり親家庭の子ども等が、安心して貸付金を借りることができる環境を整え、その自立の促進を図る。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	学資に充てる費用と同様、自立支援を目的として貸し付けられた住居費や生活費等については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、課税の取扱いに関しても学資に充てる費用と同様とする必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	